

令和元年（2019年）6月5日

姫路市長 清元秀泰様

姫路市個人情報保護審議会

会長 永井 一郎

プレミアム付商品券業務に係る個人情報の収集制限、目的外利用、外部提供及び本人通知の省略並びにオンライン結合による提供の制限に関する意見について（答申）

令和元年5月15日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 収集制限の例外の適否について

- (1) 本年10月に消費税・地方消費税が引き上げられることに伴い、低所得者や子育て世帯に与える影響を鑑み、低所得者や子育て世帯への負担増を緩和し、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券事業（以下、「当該事業」という。）が実施されます。プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）は、1枚が500円（価格400円）10枚1セットで販売されます。対象者一人あたり、最大5セットまでそれぞれの対象者からの申請に基づき、各市町村で商品券を購入することができます。

そのうち、低所得者の購入対象要件は、2019年度住民税非課税者ですが、課税されていない人であっても住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等は対象者から除かれます。

子育て世帯の購入対象要件は、基準日現在（2019年6月1日等）で3歳未満の子が属する世帯主となっており、子の人数分の商品券を購入することができます。

商品券の有効期間は、2019年10月1日から2020年2月29日であり、期間中に購入、消費をする必要があります。

- (2) 対象者の基準日現在（2019年1月1日等）の住民登録所在地の市町村で購入引換券を発行することになっており、内閣府は、当該事業において申請及び購入漏れ並びに重複購入を防止する等確実な事業実施を確保するための具体的な方策を講じています。

例えばDV被害による避難者は、都道府県を通じて住民票所在地と居住地の市町村が交付及び不交付に係る情報提供（住民票所在地・住所・氏名・生年月日）を相互に行います。児童福祉施設入所等児童等については、施設所在市区町村、措置を行った自治体及び住民票所在市区町村間で情報提供（措置等自治体情報、住民票所在地情報、

氏名、性別、生年月日、入所等年月日、徴収金階層区分)を行うこととされています。

実施機関が、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集することが原則ですが、本人からの収集に要する時間と経費に鑑みれば、これらの情報を利用して購入対象者を把握し、当該業務を行うことは、制度の趣旨から見ても合理的であり、相当の理由があると考えます。

以上のことから、**別紙**のうち1-(1)、(2)に掲げる個人情報の収集については、本人収集の原則の例外規定である姫路市個人情報保護条例(以下、「条例」という。)第8条第2項第6号の「公益上必要」の要件を満たしているため、個人情報の収集については、適当であると考えます。**別紙**1-(3)に掲げる「税に関する情報」については、課税基準日(2019年1月1日現在)の課税情報及び所得情報により購入対象者を把握しようとすることは、条例第9条第1項第4号による目的外利用の制限解除に該当すると解されます。

2 目的外利用及び外部提供の適否について

2019年度の課税及び所得に関する税情報を購入対象者の確認と資格要件審査に利用することは、目的外利用であり、そのデータを受託業者のサーバーに保管することは外部提供に当たると解されます。

しかしながら、当該事業の制度上、適正な事務を執行するため、受託業者のシステムにおいて税情報を利用することはやむを得ないと考えるため、**別紙**2及び3に掲げる目的外利用・外部提供は適当と思われま

3 目的外利用・本人通知省略の適否について

(1) 収集に係る本人通知

当該事業において、通知を要する対象者が極めて大量であり、かつ、事務処理に多大な時間と費用を要するものと解されるため、**別紙**のうち、1に係る本人への通知を省略することはやむを得ないと考えま

(2) 目的外利用・外部提供に係る本人通知

当該事業の制度上、対象者の申請及び購入漏れ並びに重複請求を防止するため、必要な情報は、県、市町村間で提供することになっています。

DV被害による避難者は、都道府県を通じて住民票所在地と居住地の市区町村が、交付及び不交付に係る情報提供を行い、重複請求の防止を確保しています。

児童福祉施設入所等児童等に関する情報は、入所等の措置を行った市町村が当該児童に係る情報を入所先及び基準日現在(2019年1月1日等)の住民登録所在地の市町村に提供することで手続きの脱漏、重複請求等を避けることができ、手続き上、必要とされる情報の外部提供と言えます。

当該事業において、情報を外部に提供しても購入対象者に不利益が生じないこと及び個々により入所状況が異なる対象者に通知することは、業務の性質上困難な場合もあると解されるため、**別紙**2及び3に係る目的外利用・外部提供による本人通知を省略することはやむを得ないと考えま

4 オンライン結合の適否について

本市が使用するLGWANは、資料「セキュリティイメージ図」によると関係行政庁以外の者は、情報にアクセスできない専用回線であり、外部からの接続、侵入ができないLGWANであることから、セキュリティ対策が施されていると解されるため、別紙のうち、3に係るオンライン結合による提供の制限は、適当と認めます。

5 審議会からの意見

- (1) 外部提供した個人情報、持ち出されたり、第三者に誤って提供されることがないよう適正に取り扱うとともに、当該事業終了後の文書保存期間中においても個人情報を厳重に保管し、保存期間終了後は適切かつ確実な処分を実施するとともに、委託業務においても委託業者が確実に個人情報を処分するよう指導・管理を徹底するよう申し添えます。
- (2) 消費税・地方消費税の引き上げが行われなかったことにより、当該事業が実施されなかった場合において、今後、同一の事業内容であって、当該事務の遂行に必要な限度において、収集、目的外利用、外部提供、本人通知の省略、オンライン結合を行う場合に限り、当審議会への諮問は必要ないこととします。